

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 16 日

日本私立学校振興・共済事業団
担 当 理 事 殿

文部科学省高等教育局私学部
私学行政課長

児童扶養手当と公的年金等の適切な併給調整のための更なる周知に係る
年金実施機関への依頼について

標記について、こども家庭庁支援局家庭福祉課長から別添のとおりお知らせがありましたので、趣旨を十分に理解の上適切に対応願います。

こ支家第 13 号
令和 8 年 1 月 15 日

総務省自治行政局公務員部福利課長
財務省主計局給与共済課長
文部科学省高等教育局私学部私学行政課長
厚生労働省年金局事業管理課長

殿

こども家庭庁支援局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童扶養手当と公的年金等の適切な併給調整のための更なる周知に係る
年金実施機関への依頼について（依頼）

平素より、子育て支援施策に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）において、「児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整（13 条の 2）を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和 7 年度以降に順次年金実施機関で周知する」こととされました。

提案においては、児童扶養手当受給者等が公的年金等を受給する場合には、地方公共団体が児童扶養手当において併給調整を行う必要があるため、受給者から地方公共団体への手続が必要であるところ、受給者に手続が必要であることの認識がされていないため速やかに手続がなされず、事後的に多額の手当の返還が生じ、受給者及び地方公共団体の負担が大きいという支障事例が挙げられております。

そのため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう年金実施機関において更なる周知を行うことについて、各関係省庁から各年金実施機関へ依頼いただきますようお願いいたします。なお、年金実施機関で活用が可能なチラシを別添のとおり作成しているため、必要に応じてご活用ください。

（問い合わせ先）

こども家庭庁支援局家庭福祉課 扶養手当係

TEL : 03-6859-0184

E-mail : kateifukushi.fuyouteate@cfa.go.jp